

第1147号

AFN-1147

# Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行  
葵総合経営センターだより週刊版

H28. 12/5 (月)

## 『ものづくり補助金公募開始 公募期間は1月17日まで』

中小企業庁はこのほど、平成28年度補正「革新的なものづくり・商業・サービス開発支援補助金」の公募を開始している。

対象要件は認定支援機関の支援による事業を行う中小企業・小規模事業者であり、(1)「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること (2)「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。詳細としては○



中小企業者が第四時産業革命に向けて、IOT・AI・ロボットを活用する革新的なものづくり・商業・サービス開発を支援（補助上限：3,000万円、補助率：2/3）○中小企業者のうち経営力向上に資するか革新的なものづくり・商業・サービス開発を支援（※）（補助上限：1,000万円、500万円、補助率：2/3）※雇用増（維持）をし、5%以上の賃金引上げについては、補助上限を倍増。※最低賃金引上げの影響を受ける場合は補助上限をさらに1.5倍（上記と併せ補助上限は3倍）。締切は1月17日（火）消印有効。

## 『マイナンバーの余波 健保組合の回付事務廃止』

平成29年1月から、社会保険の被保険者資格取得届等の適用関係届には、マイナンバーの記載が必須となるのは周知の通りだ。マイナンバーを巡っては、現在、年末調整で従来の対応とは異なる煩わしさを感じている事務担当者も多いことだろう。

これまで、健康保険組合加入事業所では社会保険の資格取得等の適用関係書類を健保組合に送付すれば、健保組合が年金事務所や事務センターに書類を回付していたが、平成29年1月からこれが廃止となる。

そもそも、健保組合加入事業所においては、健康保険と厚生年金保険は別の届出となるわけだが、旧社会保険庁時代から慣例的に健保組合に資格取得届等の適用関係届を提出すれば、回付してくれていた。しかし、いわゆる番号法第9条に個人番号の利用範囲等が、また第19条に提供の制限が定められており、健保組合でマイナンバーが記載された厚生年金保険の適用関係届を取り扱ったり、年金事務所や事務センターに回付することはそれらに抵触することになる。残念なことに、マイナンバーがわからない等の理由により、番号が記載されていない場合も同様の取扱いとなる。加えて、国民年金第3号届についても個人番号欄が設定されているため、前述の通りの取扱いとなる。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

## 葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)